

## 申告フローチャート

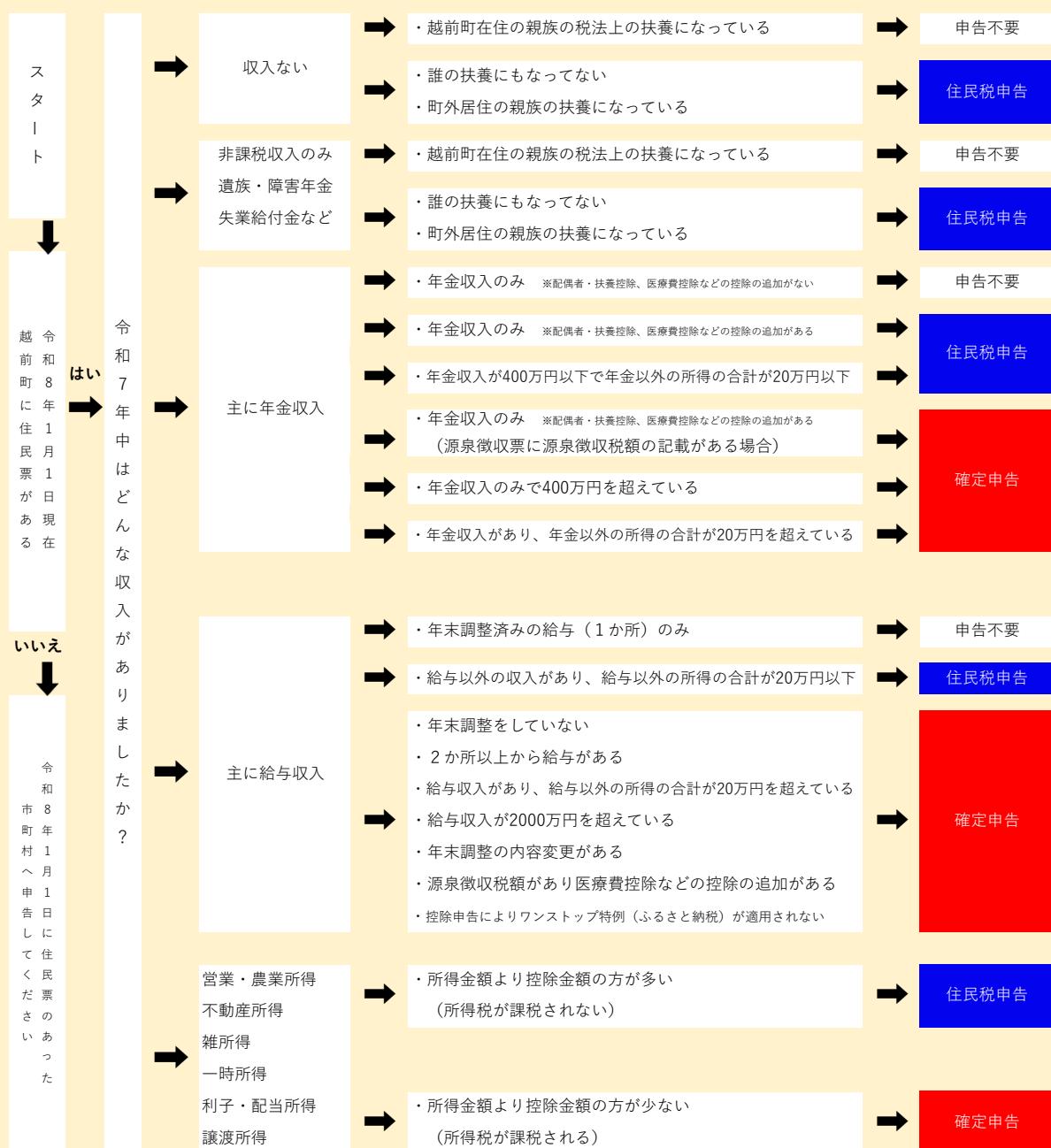
(この表は一般的な例です)

### 申告が必要かどうか確認してみましょう

※所得税の還付申告をする場合は必ず確定申告を行う必要があります。

※20万円以下の所得がある人は住民税申告を行う必要があります。

※令和7年中とは 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間をいいます。



#### 公的年金所得者に係る確定申告不要制度の創設

公的年金等の収入額（2か所ある場合は合計額）が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が、20万円以下であるときは、確定申告は不要です。

※公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の各種控除等を追加しない場合は、住民税申告も不要です。

以下の人には、武生税務署で確定申告をお願いします。

- ・自営業などの営業・農業所得の確定申告や青色申告をする人
  - ・初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける人
  - ・譲渡所得（土地・株式）や山林所得などが含まれる申告をする人
  - ・亡くなった人の準確定申告
  - ・令和6年分以前の確定申告
  - ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な人
- ※ふるさと納税のワンストップ特例をした人でも、確定申告をする場合は、必ずふるさと納税の寄付金控除額を含めて申告する必要があります

【問い合わせ先】越前町役場税務課住民税係 電話 0778-34-8709（直通）

【確定申告の提出先 問い合わせ先】〒915-8533 越前市中央1丁目6番12号

武生税務署 電話 0778-22-0890（自動音声案内）